

妊婦のための支援給付事業のご案内

池田町では安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるよう妊婦さんに対し、妊婦のための支援給付事業による経済的支援を実施しています。

妊婦さん一人あたりに5万円、妊娠しているお子さんの数×5万円と2回に分けて支給されます。

また、妊婦支援給付をするとともに、保健師・助産師等の面談を実施し、妊娠期から安心して出産・子育てができるよう継続したサポートもおこないます。

【妊婦支援給付金申請・支給方法】

○申請・支給方法

1回目：妊娠届の保健師による面談時に申請方法をご案内します。

2回目：出生後新生児訪問時に申請方法をご案内します。

その後申請書類等を提出いただき、支給決定されます。

申請者は妊婦さんおよびお子さんの母に限ります。

○提出書類

- ・妊婦支援給付金申請書（1回目一様式第1号、2回目一様式第2号）
- ・本人確認書類※顔写真付き（運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し等）
- ・振り込み口座確認書類（通帳の写し、キャッシュカードの写しなど）

※上記以外に必要な書類の提出を求める場合があります。

○以下に該当する方については、給付金の支給対象外となります。

- ・他市町村で同様の妊婦支援給付金の支給を受けた方。

（転入の場合、妊婦支援給付金の支給状況について、市町村に確認することがあります）

- ・申請する回数と同様の池田町出産・子育て応援給付金の支給を受けた方。
- ・池田町内に住所がない方。

○胎児心拍確認後流産・人工妊娠中絶・死産等経験された方も支給対象者となります。

申請については池田町健康福祉課こども家庭センターへご相談ください。

【問い合わせ】

池田町大字池田 2005-1

池田町健康福祉課こども家庭センター

電話：0261-61-5000

（平日：8：30～17：15）